

新型コロナウイルス感染症防止のため、症状がある方、陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は受講を控えていただくようお願いいたします。
マスクの着用は個人の判断に委ねられていますが、会話の際にはマスクの着用を推奨いたします。

関 係 事 業 主 殿

令和 7 年 12 月 1 日
(一社) 長野県労働基準協会連合会
(一社) 松 本 労 働 基 準 協 会
各 労 働 基 準 協 会

安全衛生推進者能力向上教育（初任時）

開催のご案内

安全衛生推進者は養成講習を修了された後も、職場において実務に的確に対応する能力をさらに身につけていただくことが大切です。

このため労働安全衛生法では、「事業者は、安全衛生推進者に対する能力向上を図るための教育・講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるよう努めなければならない(法第 19 条の 2)」と定められています。

また、厚生労働大臣は、この教育の適切かつ有効な実施を図るため、「能力向上教育指針」(平成 18.3.31 公示第 5 号)を公表しています。

当連合会では、能力向上教育指針のカリキュラムに基づいて、下記により開催します。

つきましては、対象となります安全衛生推進者のご出席につきまして特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対 象 者 安全衛生推進者の資格を有する方

- (1) 安全衛生推進者の業務に初めて従事される方
- (2) 安全衛生推進者に選任され、おおむね 5 年を経過する方
- (3) 前回の能力向上教育受講後、おおむね 5 年を経過する方

2. 講習の日時、会場、締切日、定員

※8 時 55 分からオリエンテーションを行います

開催日時	令和 8 年 1 月 29 日(木) 8 時 40 分から受付をし、9 時開講です。			
会 場	松本安全衛生センター 松本市神林 7 1 0 7 - 5 5			
締 切 日	令和 8 年 1 月 19 日(月)	定 員	70 名	締切日前でも定員になりましたら受付を締め切らせていただきます。

3. 申込方法

- (1) 申 込 先 最寄りの労働基準協会へお申込み下さい。(所在地は申込書の裏面に掲載してあります)
- (2) 提出書類 受講申込書(受講料、テキスト代を添えてお願いします。)

4. 受講料(消費税含む)

労働基準協会会員事業場在籍者	1名	11,000円	〔内訳：本体 10,000円 消費税(10%) 1,000円〕
〃 会員外 〃	1名	14,300円	〔内訳：本体 13,000円 消費税(10%) 1,300円〕

5. テキスト代(消費税含む) ※テキスト代は改定される場合があります。

「安全衛生推進者の実務」 1冊 2,420円〔内訳：本体 2,200円 消費税(10%)： 220円〕

※受講料及びテキスト代は申込先の労働基準協会へお支払い（またはお振込み）ください。

6. 受講上等の留意事項

- (1) 筆記用具を携行してください。
- (2) 申込み受付後の取消しは1月22日までとし、その後の取消及び欠席者には原則としてテキストをお渡しし、受講料は返還しませんのでお含み下さい。

7. 講習科目・時間・講師

	講習科目及び範囲	時間	講師
第一日目	オリエンテーション	8:55～	
	安全衛生管理の進め方 ・安全衛生推進者の役割と職務 ・労働衛生管理 ・労働災害の原因の調査と再発防止対策	9:00～12:00	さくらい環境安全コンサルタント 労働安全・衛生コンサルタント 桜井 優 氏
	危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	13:00～15:00	
	安全衛生教育 ・安全衛生教育の方法 ・作業標準の作成と周知	15:00～16:00	
	関係法令 ・労働安全衛生法令	16:00～17:00	
	修了式	17:00～	

都合によりカリキュラム及び講師が変更することもあります。また、昼休みはカリキュラムのとおりです。

8. 修了証の交付

全科目を受講した方に対して修了式で修了証を交付します。

なお、1月20日以後に受講申し込みされた方及び申込書の記載内容に不備があった方には後日郵送いたします。(郵送代460円ご負担下さい。)

9. その他

- (1) 会場の空調により温度調節が難しいため、各自服装等にご留意下さい。
- (2) 昼食は斡旋しませんので、各自ご持参下さい。